

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (21名)

委員長	築瀬	進 (民主)	竹山	裕 (自民)	川橋	幸子 (民主)
理事	仲道	俊哉 (自民)	松山	政司 (自民)	松井	孝治 (民主)
理事	西銘	順志郎 (自民)	森田	次夫 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	森下	博之 (自民)	森元	恒雄 (自民)	白浜	一良 (公明)
理事	神本	美恵子 (民主)	山崎	正昭 (自民)	小林	美恵子 (共産)
理事	吉川	春子 (共産)	吉田	博美 (自民)	島袋	宗康 (無会)
	岡田	広 (自民)	岡崎	トミ子 (民主)	黒岩	宇洋 (無)
(16. 2. 26 現在)						

(1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件(うち本院先議1件)、本院議員提出1件及び衆議院提出(内閣委員長)3件の合計10件であり、内閣提出及び衆議院提出の合計9件を可決した。

また、本委員会付託の請願6種類138件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

警察法の一部を改正する法律案については、委員会において、警察庁の組織改正の意義、地方自治の観点から踏まえた国と地方の警察機関の役割分担、公安委員会の体制強化、国際テロに対する危機管理体制等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案については、委員会において、放置車両確認事務等の民間委託の是非、駐車監視員による確認事務の在り方、放置違反金制度の運用と放置違反金の使途、高速道路における自動二輪車の二人乗りに対する国民の不安等の質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。質疑終局後、民主党・新緑風会より、放置車両の確認事務等の民間委託に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案については、委員会において、暴力団代表者等の民事責任追及の実効性、暴力団による犯罪被害者の救済と警察の協力、暴力団対策の取組強化等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

警備業法の一部を改正する法律案については、委員会において、新しい検定制度の導入の背景と効果、検定合格者の配置基準、登録講習機関制度創設に伴う天下りへの懸念、書面交付の義務化などの消費者保護の在り方等の質疑が行われ、多数をもって可決された。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、委員会において、構造改革特区

制度への評価と今後の改善方策、株式会社による病院設立が医療制度に与える影響、教育職員の特別免許状の授与を市町村教育委員会が行うことへの懸念等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案は、本法が、昭和43年に消費者利益を侵害する各種の問題の発生を背景に、消費者政策の基本的方向を明らかにし、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的として、議員立法により制定されたところ、近年、消費者が商品及びサービスに関し事業者との間でトラブルに遭う事例が急増し、その内容も多様化、複雑化する等、消費者を取り巻く社会経済情勢は大きく変化したため、消費者政策を充実強化し、消費生活の環境を整備するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、消費者の権利を明記したことの意義、消費者と事業者との情報格差の是正策、消費者の努力義務規定の趣旨、消費者政策会議の在り方と消費者基本計画の内容等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

障害者基本法の一部を改正する法律案は、本法が昭和45年に制定されたところ、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者がみずからの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められていることから、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者基本法の所要の規定を見直すことを内容として衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、障害のある児童・生徒の意思を尊重した教育の実現に向けた環境整備、障害者の雇用の確保策、小規模作業所の補助金の拡充の必要性、障害者差別禁止法制定に向けた検討の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案は、我が国の映画、アニメ等のコンテンツは、高い評価を得ているが、すぐれたその魅力をビジネスの世界等において十分生かし切れていない現状にかんがみ、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、衆議院内閣委員会において起草された。

委員会においては、コンテンツ産業の振興が国民経済等に与える効果、コンテンツ産業振興における官の役割、中小のコンテンツ制作事業者等の処遇改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案は、公益に係る内部通報が行われた場合に当該通報者の権利・利益を保護しようとするもので、前者は、内閣府国民生活審議会消費者政策部会の報告「21世紀型の消費者政策の在り方について」及び消費者保護会議の決定を受けて立案され、後者は、公益通報を行う公務員等の保護を拡充することによって行政の適切な運営を図ることを目的に参議院議員より発議された。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、通報対象事実に係る法律の範囲、外部通報の要件を緩和する必要性、公益通報者保護制度の周知徹底方策等について質疑を行い、公益通報者保護法案については、さらに参考人から意見を聴取した。

公益通報者保護法案について質疑終局後、民主党・新緑風会より、公益通報者の範囲及び外部通報先となる範囲の拡大、取締役等の法令遵守義務に関する規定の追加等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、通報対象事実の範囲の拡大、外部通報要件を行政機関への通報と同等とすること、解雇等を争う訴訟における立証責任の転換等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、両修正案は、いずれも否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月2日、埼玉県及び栃木県において、警察、構造改革特区・地域再生及び皇室制度に関する実情調査を行った。

3月11日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成16年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について福田内閣官房長官から、警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針並びに平成16年度警察庁関係予算について小野国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針について茂木国務大臣から、経済財政政策の基本方針について竹中国務大臣から、規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針について金子国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月18日、三位一体改革の進め方、北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決に向けた政府の取組、警察不祥事の防止と国民の信頼の回復策、地域再生プログラム及び構造改革特区の推進に向けた取組の強化、NPOの役割に対する政府の評価と認定NPO法人数の低迷、医薬品に係る規制緩和等の諸問題について質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度内閣予算等の審査を行い、それぞれ説明を聴取した後、一連の警察不祥事案に対する厳正な調査と関係者の処分の必要性、構造改革特区及び地域再生の提案を実現させるための政府の取組、総合科学技術会議の更なる機能強化の必要性、公務員制度改革における公務パートの位置付け、レガシーシステム見直しに向けた政府の取組、陵墓及び陵墓参考地への学術調査目的での立入り、食品安全委員会設置の効果、防災対策と沖縄振興等の諸問題について質疑を行った。

3月30日、国・地方の捜査費の実態とその検査体制、警察機関に対する第三者機関による外部監察、流用事案の真相解明による国民の信頼回復、刷新会議の緊急提言及び警察改革要綱以後の改革の進捗と評価、警察における不正経理の手法と現状、国家公安委員会による全国警察の経理調査、警察における不正行為を防止するための情報公開、捜査報償費の執行の改善等の諸問題について質疑を行った。

5月11日、福岡県において、福岡県警察及び九州管区警察局における予算執行問題等に関する実情調査を行った。

5月25日、日朝首脳会談、細田内閣官房長官の政治姿勢、テロ対策と危機管理体制等の諸問題について質疑を行った。

6月15日、警察における会計文書廃棄等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年2月26日(木)(第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成16年3月11日(木)(第2回)

- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成16年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について福田国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針に関する件及び平成16年度警察庁関係予算に関する件について小野国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針に関する件について茂木国務大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について竹中内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針に関する件について金子国務大臣から所信を聴いた。

○平成16年3月18日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、青少年育成及び少子化対策、食品安全行政の基本方針に関する件、個人情報保護、科学技術政策、情報通信技術政策の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び規制改革、産業再生機構、行政改革、構造改革特区、地域再生の基本方針に関する件について竹中内閣府特命担当大臣、福田国務大臣、茂木国務大臣、小野国務大臣、金子国務大臣、伊藤内閣府副大臣、市川農林水産副大臣、阿部外務副大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君(自民)、関口昌一君(自民)、松井孝治君(民主)、岡崎トミ子君(民主)、川橋幸子君(民主)、神本美恵子君(民主)、白浜一良君(公明)、吉川春子君(共産)、小林美恵子君(共産)、島袋宗康君(無会)、黒岩宇洋君(無)

○平成16年3月24日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十六年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十六年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十六年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、天野裁判官弾劾裁判所事務局長及び高田裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管)について森下会計検査院長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費を除く)、国際平和協力本部、宮内庁、警察庁))について小野国務大臣、金子国務大臣、福田国務大臣、茂木国務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、井上内閣府特命担当大臣、川村参議院事務総長、伊藤内閣府副大臣、竹本厚生労働大臣政務官、山下財務大臣政務官、森下会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君(自民)、小林美恵子君(共産)、魚住裕一郎君(公明)、川橋幸子君(民主)、松井孝治君(民主)、吉川春子君(共産)、黒岩宇洋君(無)、島袋宗康君(無会)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月25日(木)(第5回)

- 警察法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月30日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、白浜一良君(公明)、吉川春子君(共産)、島袋宗康君(無会)、黒岩宇洋君(無)

(閣法第16号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 警察行政に関する件について小野国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君(民主)、魚住裕一郎君(公明)、吉川春子君(共産)、島袋宗康君(無会)、黒岩宇洋君(無)

○平成16年4月1日(木)(第7回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第60号)について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月6日(火)(第8回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第60号)について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授宇賀克也君、日本大学名誉教授長江啓泰君、全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長中西光彦君及び弁護士高山俊吉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君(自民)、松井孝治君(民主)、白浜一良君(公明)、小林

美恵子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年4月8日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第60号）**について小野国家公安委員会委員長、世耕総務大臣政務官、鶴保国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、岡田広君（自民）、松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、島袋宗康君（無会）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第60号）賛成会派 自民、公明、共産
反対会派 民主、無会、無

○平成16年4月15日（木）（第10回）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月20日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について小野国家公安委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第58号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし
欠席会派 無会

○平成16年5月13日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）について小野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月18日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）（衆議院送付）について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第106号）賛成会派 自民、公明、共産
反対会派 民主、無
欠席会派 無会

- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）について金子国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月20日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）（衆議院送付）について金子国務大臣、佐藤内閣府副大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、吉川春子君（共産）、松井孝治君（民主）、神本美恵子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第105号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無

欠席会派 無会

- 消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月25日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理原口一博君、同岸田文雄君、同大口善徳君、伊藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、岩佐恵美君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第38号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 無会

- 障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。
- コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長山本公一君から趣旨説明を聴いた。
- 日朝首脳会談に関する件、細田内閣官房長官の政治姿勢に関する件、テロ対策と危機管理体制に関する件等について細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年5月27日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理原口一博君、同八代英太君、同福島豊君、中島内閣府副大臣、谷畑厚生労働副大臣、竹本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第37号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

- コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長代理中山義活君、同斉藤鉄夫君、同岸田文雄君、世耕総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（衆第39号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無

反対会派 なし

欠席会派 無会

○平成16年6月3日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）について竹中内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、
国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第8号）について発議者参議院議員川橋幸子君から趣旨説明を聴いた。
- また、公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年6月10日（木）（第18回）

- 公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）について参考人一橋大学大学院法学研究科教授松本恒雄君、日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長代行・三菱商事株式会社理事大村多聞君、弁護士浅岡美恵君及び特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス室長三木由希子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森田次夫君（自民）、川橋幸子君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第8号）

以上両案について竹中内閣府特命担当大臣、西川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、白浜一良君（公明）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

○平成16年6月11日（金）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第8号）

以上両案について発議者参議院議員川橋幸子君、竹中内閣府特命担当大臣、西川内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、

公益通報者保護法案（閣法第110号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、神本美恵子君（民主）、吉川春子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第110号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無
欠席会派 無会

なお、附帯決議を行った。

○平成16年6月15日（火）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察行政に関する件について小野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、小林美恵子君（共産）、黒岩宇洋君（無）

- 請願第1293号外137件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

警察法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務を追加するほか、警察運営の効率化を図るため警察庁の組織を改編するための改正を行うとともに、皇宮護衛官の職務に関する規定その他所要の規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の治安責任の明確化に関する規定の整備

- 1 国の重大な利益を著しく害するおそれのある爆発物の所持を国家公安委員会がつかさどる国の公安に係る警察運営の対象とするとともに、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案に対処するための警察の態勢に関する事並びに国際刑事警察機構その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関する事を国家公安委員会がつかさどる事務に加えること。
- 2 犯罪取締りのための情報技術の解析に関する事を国家公安委員会が統轄する事務に加えること。

二、警察庁の組織に関する規定の整備

- 1 警察庁刑事局に新たに組織犯罪対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、同局暴力団対策部を廃止すること。
- 2 警察庁警備局に新たに外事情報部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、長官官房国際部を廃止すること。
- 3 警察庁情報通信局、管区警察局、東京都警察通信部及び北海道警察通信部の所掌事務等を改めること。

三、その他

皇宮護衛官の職務の執行について警察官職務執行法による質問、犯罪の制止等に関する規定を準用する等所要の規定の整備を行うこと。

四、施行期日

本法律の施行日は、一部を除き、公布の日とすること。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たって、次の事項の実施に万全を期すべきである。

- 一、警察の体制を整備するに当たっては、都道府県警察を警察運営の基本としている現行警察法の基本理念が損なわれないようにすること。
- 二、国際テロ情勢の緊迫化や犯罪情勢の深刻化に的確に対処し、治安回復のための基盤整備を一層進めるなど、犯罪に強い社会の実現に向けた取組を推進していくこと。
- 三、警察運営の効率化を目的とした人員の運用を図るとともに、能力・実績に基づき適材

を適所に配置すること。また、厳しい犯罪情勢に対峙し社会と国民の安全を守る強い使命感を持つ人材の確保を図り、職務に係る倫理と法令厳守の精神の向上に努めること。

四、北海道警察における不正経理を始めとする一連の警察不祥事は、警察の組織の運営全般に関わる問題であるとの認識の下、国家公安委員会は、管理・指示権等を適切に行使して事案の徹底解明を行い、予算執行の透明性と同種事案の再発の防止を確保し、国民の信頼を回復するよう最大限の努力を払うこと。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第58号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備

指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間の対立に伴う指定暴力団員の凶器を使用しての暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

二、暴力的不法行為等の追加等

刑法第2編第33章(略取及び誘拐の罪)、出入国管理及び難民認定法第9章等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加する等の措置を講ずる。

三、施行期日

本法律は、二の改正規定の一部を除き、公布の日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、違法駐車対策の推進

- 1 駐車に係る車両の使用者の義務を強化するとともに、都道府県公安委員会は、違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をした場合等を除き、放置車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることとする。
- 2 警察署長は、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることとする。

二、運転者対策の推進

中型自動車に係る運転免許として、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許を新設するとともに、運転免許の欠格事由及び運転免許試験に関する規定を整備する。

三、暴走族対策の推進

共同危険行為等の禁止規定を整備するとともに、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則規定を整備する。

四、大型自動二輪車等の複数乗車に関する規定の見直し

大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を受けた者で、20歳に満たないもの又はそれぞれの免許を受けていた期間が通算して3年に満たないものは、高速自動車国道等において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならないこととする。

五、その他

- 1 自動車等を運転する場合における携帯電話用装置等の使用等に対する罰則規定を整備する。
- 2 飲酒検知拒否に対する罰則を引き上げることとする。
- 3 交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定を廃止する。

六、施行期日

五の3の改正規定は公布の日、三並びに五の1及び2の改正規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、四の改正規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、一の改正規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、二の改正規定は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第105号）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、医療法等の特例

株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。

二、教育職員免許法の特例

市町村の教育委員会が新たに当該市町村においてのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを認める。

三、漁港漁場整備法等の特例

漁港管理者により農林水産省令で定める基準に適合すると認められた事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。

四、狂犬病予防法の特例

現行では都道府県知事等が行っている、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等について、必要な経費等を自ら負担することを条件に、市町村長も行えるようにす

る。

五、施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行する。

警備業法の一部を改正する法律案（閣法第106号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、警備業者の専門的な指導教育体制の整備

- 1 警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととする。
- 2 都道府県公安委員会による、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期的な講習の制度を導入する。

二、警備員等の検定の普及による警備員の知識及び能力の向上

- 1 警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従いその種別ごとに警備員等の検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならないこととする。
- 2 警備員等の検定に係る規定を見直し、都道府県公安委員会は、警備業務の種別に応じ、警備員等の検定を行うものとするほか、登録講習機関における講習会の課程を修了した者について、当該講習に係る検定の学科試験又は実技試験を免除することができることとする。

三、警備業務の依頼者の保護

- 1 警備業者は、警備業務の依頼者と契約を締結しようとするときは、契約締結時まで一定の事項について記載した書面を当該依頼者に交付しなければならないこととする。
- 2 警備業者は、警備業務の依頼者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととする。

四、その他

罰則規定を整備する。

五、施行期日

本法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公益通報者保護法案（閣法第110号）

【要旨】

本法律案は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図

るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「公益通報」とは、労働者が、不正の目的でなく、労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先等、当該通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関又はその者に対する当該通報対象事実の通報がその発生若しくはこれによる被害拡大の防止に必要と認められる者に通報することをいう。
- 2 「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。
 - イ 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実
 - ロ 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反がイの事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分・勧告等の理由とされている事実を含む。）

二、公益通報者の保護

- 1 一定の要件に該当する公益通報をしたことを理由として行われた解雇及び労働者派遣契約の解除を無効とするとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- 2 1の規定は、通報対象事実に係る通報を理由とする労働者の解雇その他不利益な取扱いを禁止する他の法令の規定の適用を妨げるものではなく、また、労働基準法に定める解雇権濫用の一般法理の適用を妨げるものではない。

三、一般職の国家公務員等に対する取扱い

公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員等に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、国家公務員法等の定めるところによる。

四、他人の正当な利益等の尊重

公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

五、是正措置等の通知

書面により公益通報をされた事業者は、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとったときはその旨を、当該通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。

六、行政機関がとるべき措置

公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。また、誤って通報対象事実について処分・勧告等の権限を有しない行政機関に対して公益通報がされた

ときは、当該行政機関は、当該公益通報者に対し、通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

七、施行期日

本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、本法律の施行後にされた公益通報について適用する。

八、検討

政府は、本法律の施行後5年を目途として、本法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本法の立法趣旨が通報者の利益の保護を拡充・強化しようとするものであること、及び本法による保護対象に含まれない通報については従来どおり一般法理が適用されるものであることを、労働者、事業者等に周知徹底すること。
 - 二、他人の正当な利益等の尊重の規定が公益通報をする労働者を萎縮させることのないよう、十分留意すること。
 - 三、公益通報者の氏名等個人情報の漏えいが、公益通報者に対する不利益な取扱いにつながるおそれがあることの重大性にかんがみ、公益通報を受けた者が、公益通報者の個人情報の保護に万全を期するよう措置すること。
 - 四、事業者及び行政機関において、通報をしようとする者が事前に相談できる窓口が整備されるよう促進すること。また、公益通報を受けた事業者及び行政機関が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。
 - 五、対象法律を定める政令の制定に際しては、当該法令違反が国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等を精査するとともに、本委員会における審議及びパブリックコメントの実施により寄せられた国民の意見を踏まえ、これを適切に反映させること。
 - 六、附則第2条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。
- 右決議する。

障害者基本法の一部を改正する法律案（衆第37号）

【要旨】

本法律案は、最近の障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本的理念として、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を追加する。
- 二、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付ける。

三、障害者の福祉に関する基本的施策として、障害のある児童と障害のない児童との交流及び共同学習の積極的な推進、障害者の地域における作業活動の場の拡充のための必要な費用の助成、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化等の規定を設ける。

四、内閣府に、障害者基本計画の案の作成に際して意見を聴く等のため、中央障害者施策推進協議会を置くこととし、障害者の実情を踏まえた協議ができるよう委員構成に配慮しなければならないこととする。

五、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第3条第1項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。

二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。

三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。

四、情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

六、「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

消費者保護基本法の一部を改正する法律案（衆第38号）

【要旨】

本法律案は、近年における消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、消費者政策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成について定め、並びに基本的施策を拡充するとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「消費者保護基本法」から「消費者基本法」に改める。
- 二、目的規定を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」に改める。
- 三、消費者政策の推進に当たっては、消費者の権利を尊重し、その自立の支援を基本として行われなければならないこと、高度情報通信社会の進展に的確に対応すること、国際的な連携を確保すること、環境の保全に配慮すること等の基本理念の規定を設ける。
- 四、基本理念にのっとり、国は、経済社会の発展に即応して、消費者政策を推進する責務を有することとし、地方公共団体も、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有することとする。
- 五、事業者は、その供給する商品及び役務について、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること等の責務を有することとする。
- 六、消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならないこととする。
- 七、消費生活における安全の確保、消費者契約の適正化、広告その他の表示の適正化、公正自由な競争の促進、啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進、高度情報通信社会への的確な対応、国際的な連携の確保、環境の保全への配慮など国及び地方公共団体の基本的施策について定める。
- 八、政府は、長期的に講ずべき消費者政策の大綱等について定めた消費者基本計画を策定しなければならないこととする。消費者基本計画の案は、消費者政策会議が作成する。
- 九、本法律は、公布の日から施行する。

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、施策の基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等

を行う者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、映画、音楽、アニメーション等のコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進に関し、国民生活の向上に寄与し、あわせて多様な文化の創造に資すること、経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与すること、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、文化芸術振興基本法及び消費者基本法の基本理念に配慮することを内容とする基本理念を定める。
- 二、国は、基本理念にのっとり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を策定し、並びに実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有するものとする。
- 三、コンテンツ制作等を行う者は、コンテンツに係る知的財産権に関し知識と理解を深めること等を通じて、そのコンテンツ制作等に当たっては、これを尊重するよう努めるとともに、コンテンツが青少年等に及ぼす影響について十分配慮するよう努めるものとする。
- 四、国等の基本的施策として、人材の育成、先端的な技術に関する研究開発の推進、コンテンツに係る知的財産権の適正な保護、円滑な流通の促進、適切な保存の促進、活用の機会等の能力における格差の是正、個性豊かな地域社会の実現並びに国民の理解及び関心の増進等を定める。
- 五、コンテンツ事業の振興に必要な施策として、多様な方法により資金調達を図るための制度の構築、権利侵害への措置、海外における事業展開の促進、公正な取引関係の構築、中小企業者への配慮等を定める。
- 六、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に必要な措置が適切に講じられるよう、知的財産戦略本部を中心に関係行政機関は相互に密接な連携を図りながら、協力しなければならないものとする。
- 七、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

②審査未了となった議案

国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、国の行政運営の適正化を図るため、公益通報の在り方、公益通報者の保護その他公益通報に関する制度について定めようとするものである。